# 標準鉄道利用運送約款

（平成二十一年十一月十九日運輸省告示第五百八十八号）

最終改正：令和六年八月二十日国土交通省告示第千百二十五号

目次


第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　利用運送契約

第一節　利用運送の申込み及び引受け（第三条・第十条）

第二節　貨物の受取及び引渡し（第十一条・第十二条）

第三節　運賃等の受取及び収受（第十三条・第十五条）

第四節　事故及び指図（第十六条・第十八条）

第五節　責任（第十九条・第二十四条）

第三章　附帯業務等（第四十五条・第四十九条）


## 第一章　総則

（事業の種類等）

第一条　当社は、鉄道運送事業者（鉄道線路等を含む。以下同じ。）が行う貨物の運送又は当該運送を利用して貨物利用運送事業者が行う貨物の運送に係る次の貨物利運送事業を行います。

一　第一種貨物利用運送事業（第二条第七項に規定する事業をいう。）

二　第二種貨物利用運送事業（同法同条第八項に規定する事業をいう。）

２　当社は、前項の事業に附帯する業務を行います。

（適用範囲）

第二条　当社の締結する貨物利用運送事業は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令その他の運送に関する一般の慣行（以下「法令」という。）によるものとします。ただし、この約款に定めのない事項であって鉄道運送に適用されると法令その他の鉄道運送事業者の定めた約款その他の規則及びその鉄道運送に適用される法令その他の鉄道運送事業者の定めた約款その他の規則（以下「鉄道運送約款等」という。）によるものについては、その鉄道運送事業者の定めるところによります。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、物品の申込みを拒むことがあります。

## 第二章　利用運送契約

### 第一節　利用運送の申込み及び引受け

（受付日時）

第三条　当社は、受付日時を定め、店頭に掲示、又は当社のウェブサイトに掲載します。

２　前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ店頭に掲示、又は当社のウェブサイトに掲載します。

（利用運送の種類）

第四条　当社は、利用運送の申込みを受けた順序により、貨物の利用運送を行います。ただし、鉄道の輸送上の事情その他当社の利用運送の申込みを受けた順序により貨物の利用運送を行うことが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

（利用運送の申込み）

第五条　当社に貨物の利用運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した利用運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号及び電話番号

二　貨物の品名、重量又は容積及び記載事項及び梱包

三　荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

四　受取の方法及び受渡の方法及び場所

五　集荷先及び配達先又は発送地及び到着地（国地）、ターミナルその他高層建築物にあっては、その名称及び番号（番号をふる。）

六　希望運賃

七　輸送方法の指定

八　鉄道運送の指定列車

九　運賃、料金（第十五条に規定する付帯料金（第十六条に規定する指図料、第十八条に規定する指図前料、第四十五条第一項に規定する附帯業務料金をいう。）、鉄道運送用料、荷扱料、立替金その他の金銭をいう。以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

十　次に掲げる場合は、その旨

イ　貨物の重量又は容積の積込みを鉄道が行う場合

ロ　第二十五条に規定する貨物の梱包又は加工を鉄道が行う場合

ハ　第四十五条第一項に規定する附帯業務を鉄道が行う場合

ニ　貨物の着地において鉄道が指図を行う場合

ホ　着地の鉄道駅を指定する場合

ヘ　運送医薬品等を鉄道が取扱う場合

ト　鉄道がその貨物に保険があるとき

十一　その他必要な事項

２　前項において、当社が運賃的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当社が定めるものをいう。以下同じ。）による利用運送の申込みを提供するときは、前項の規定にかかわらず、当該利用運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者が、当該利用運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第六条　当社は、前条第一項の利用運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を送付を受けることができるとき、次に掲げる事項を確認した利用運送引受書を交付します。

一　集荷及び配達又は発送及び到着の予定日時

二　運賃、料金等の額

２　当社は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の利用運送引受書の交付に代えて、当該利用運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当社は、当該利用運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の梱包及び荷造の種類）

第七条　当社は利用運送の申込みがあったとき、貨物の梱包及び荷造を明確にするように申込者に求めることがあります。

２　当社は、前項の場合において、貨物の梱包及び荷造について申込者から苦情があったときは、申込者の意を尊び、その受取人の上、これを変更することがあります。

３　当社は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の梱包及び荷造が申込者の明言した状態と異なるときは、その旨を申込者に通知します。

４　当社は、第一項の規定により点検をした場合において、貨物の梱包及び荷造が申込者の明言した状態であるときは、申込者に対して、その旨を通知します。

（引受拒絶）

第八条　当社は、次の事由により、利用運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該利用運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による明言をせず、又は同条第二項の規定による求めの回答を与えないとき。

三　当該利用運送に関し、申込者から特別の指定があるとき。

四　当該利用運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五　天災、戦争の他運送事情の著しく不安な他のやむを得ない事由があるとき。

（荷造り）

第九条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離、鉄道運送の長時間等に応じて、運送に耐えるように荷造りをしなければなりません。

２　当社は、荷造りが十分でない貨物があるとき、かつ、荷送人、事前にあらかじめ荷造りによる運賃貨物の明言を自覚するように求めたときは、その利用運送を引き受けないことがあります。

（外装表示等）

第十条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当社が必要がないと認めたときは、この限りではありません。

一　荷受人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　その他貨物の取扱いに必要な事項

２　荷送人が、当社が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（貨物品目及び受託品について の告知）

第十一条　荷送人（第八条第一項の利用運送引受書の交付を受けた当者をいう。以下同じ。）は、鉄道運送に関し、第五条第一項に掲げる事項のほか、当該貨物が貨物品であるか及び鉄道その他の必要な事項を鉄道に明言しなければなりません。

２　荷受人は、当社が、当該貨物が危険品であると明言するときは、その旨及び当該貨物の安全な運送に必要な事項を利用運送申込書に明記し、かつ、これらの事項を貨物の外部の見やすい箇所に表示しなければなりません。

３　前二項の貨物品及び危険品については、それぞれ鉄道運送事業者の定める約款その他の規則による貨物品及び危険品とします。

（危険品等）

第十二条　当社は、荷送人の明言を信じない限り、利用運送を引き受けた貨物の運送を他の運送機関による運送に委託することがあります。

２　前項の場合において、運送上の責任は、この約款に従って当社負います。

### 第二節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの場所）

第十三条　当社は、利用運送申込書に記載された受取先又は発送地所において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受け取り、利用運送申込書に記載された配達先又は引渡場所において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（積付け、梱包その他の荷造の取扱い）

第十三条の二　貨物の積付けは、当社の責任において行われるものとします。

２　当社は、貨物の梱包又は荷造りを行う場合には、当社の責任において行われるものとします。

（管理要領に対する引渡し）

第十四条　当社は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

一　配達先が住宅の場合　その配達先における同居者又はこれに準ずる者

二　配達先が前号以外の場合　その管理者又はこれに準ずる者

（再配達）

第十五条　当社は、荷受人の不在その他当社が責任を負わない事由により、配達した貨物を持戻ったときは、荷受人に対するその貨物の通知を行います。

２　当社は、貨物を持戻ったときは、荷受人にその旨を通知します。

（留置期間）

第十六条　当社は、着地において運賃、料金等の支払を受けないで貨物について、その支払を受けた後でなければ、当該貨物の引渡しをしません。

２　当社は、商人である荷受人が非法廃止する運賃、料金等を支払わなかったときは、その荷受人との利用運送契約によって当社が占有する荷受人所有の貨物を留置することがあります。

（荷受人に対する指図の通告）

第十七条　当社は、荷受人を指図することができる場合には、運送人に対し相当の期間を定め、その貨物の処分について指図することができます。

２　当社は、次の各号に掲げる場合には、運送人に対し相当の期間を定め、その貨物の受取を通告しし、その貨物の引渡しを指図することができます。

一　荷受人が着地において又は運賃、料金等を支払わないとき。

二　荷受人が貨物の受取を拒否し、又はその他の事由によりこれを受け取ることができないとき。

（着地において運賃、料金等の支払を受けないで貨物の返還）

第十八条　当社は、着地において運賃、料金等の支払を受けないで貨物であって、前項の場合において、前条第一項に規定する指図の通告をし、当該貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人の住所において、荷送人に当該貨物を返還することができます。

（引渡不能貨物の処置と通知）

第十九条　当社は、当社が責任を負わない事由により、貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人又は荷受人の責任において貨物を管理する者に対し、その貨物の引渡しをすることがあります。

２　当社は、前項の規定により貨物の管理をしたときは、遅滞なく荷送人又は荷受人に通知します。

３　当社は、第一項の規定により貨物の管理をしたときは、倉庫証券の発行があったときは、その倉庫証券の交付をもって貨物の引渡しをすることができます。

４　当社は、第一項の費用の弁済を受けるまで倉庫証券を留置することがあります。

（引渡不能貨物の処置）

第二十条　当社は、荷受人を確知することができない場合は第十七条第二項第二号に掲げる場合には、その貨物を留置することがあります。

２　当社は、前項の規定により貨物の留置をしたときは、遅滞なく荷送人又は荷受人にその旨を通知します。

３　前二項の規定は、第十七条第二項第二号に掲げる場合について準用します。この場合において、前項中「荷送人」とあるのは「荷送人及び荷受人」と読み替えるものとします。

（引渡不能貨物の処置）

第二十一条　当社は、荷送人及び荷受人を確知することができない場合は、乗務又は着陸の営業所に次の各号に掲げる事項を公告した翌日を起算して、なお、その貨物を確知することができないときは、その貨物を廃棄することがあります。ただし、腐敗しやすい貨物は公告後三日以内でも廃棄することがあります。

一　乗務及び着陸

二　貨物の品名、荷姿及び重量

三　貨物の保管場所

四　公告後三月以内に申出がないときは廃棄する旨

五　公告者の氏名又は名称及び住所

２　当社は、第十七条第一項の指図を運送人がその指図をしないときは、その貨物を廃棄することがあります。ただし、期限を定めて指図を催告しないで廃棄することがあります。

３　当社は、第十七条第二項の指図を運送人がその指図をしないときは、その貨物を廃棄することがあります。ただし、期限を定めて指図を催告しないで廃棄することがあります。

４　当社は、第二項の規定により廃棄をしたときは荷送人及び荷受人、第三項の規定により廃棄をしたときは荷送人及び荷受人に、遅滞なくその旨を通知します。

５　当社は、第一項から第三項までの規定による廃棄をしたときは、その代価を受けて運賃、料金等及び運送費用に充て、なお不足があるときは、その不足額の支払を荷送人に請求し、余剰があるときは、その剰額を返還します。

（運送の引受け）

第二十二条　当社は、荷受人を確知することができない場合又は第十七条第二項第二号に掲げる場合において、貨物が滅失しやすいものであって、前条の手続をとることいとまがないときは、荷送人又は荷受人の利益のため、その貨物を廃棄することがあります。

２　当社は、前項の規定により廃棄をしたときは、遅滞なく荷送人又は荷受人に通知します。

### 第三節　運賃及び料金

（運賃、料金等）

第二十三条　運賃、料金等（料金チャージを含む。）及びその適用方法は、当社が別に定める運賃料金表によります。

２　前項の運賃、料金等については、鉄道等を経由地を定に明に定めるところにより、料金チャージにより、料金等の額を定めます。

３　第一項の運賃、料金等については、荷送人又は当社の一方は、貨物を乗せ又は鉄道車等の変動による運賃、料金等の額を求めるときは、他の一方は、これに応じ、額の変更の請求を求めることができます。

（運賃、料金等の支払の方法）

第二十四条　当社は、運賃、料金等については、利用運送の引受けをしたときは荷送人から申し受けます。

２　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定したときは、荷送人からその確認額の前渡しを受け、確定額を明記します。

３　当社は、第一項の規定にかかわらず、運賃、料金等を荷受人から申し受けることができます。ただし、当該貨物が運賃、料金等を相保するに足りないものについて、荷送人の承諾を得たときは、この限りでない。

（収受の場合）

第二十五条　当社は、運賃、料金等を荷受人から申し受けます。

２　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定したときは、荷受人からその確認額の前渡しを受け、確定額を明記します。

３　荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、当該貨物の利用運送に係る荷受人からその運賃、料金等を収受しようとするときは、荷送人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の収受）

第二十六条　当社は、第十三条第二項に定める貨物の滅失、損傷又は遅延による損害賠償の請求がないときは、その運賃、料金等の額を収受します。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、適用しません。

一　利用運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当社が知っていたとき。

二　当社の故意又は重大な過失によって貨物の滅失、損傷又は遅着を生じたとき。

（荷送人の申告等の記載）

第二十七条　当社は、貨物の内容を明らかにするために、利用運送申込書の記載により又は荷送人の申告により利用運送引受書に品名、数量及び価額を記載したときは、その記載について責任を負います。

（利用運送書類等の完全等の責任）

第二十八条　当社は、利用運送申込書又は送状添付しない場合における記載が、不実、不正確又は不完全であったために生じた損害については、その責任を負いません。

２　前項の場合において、当社が損害を被ったときは、荷送人からその責任を負わうものとします。

（金額）

第二十九条　当社は、次の事由による貨物の滅失、損傷又は遅延については、損害賠償の責任を負いません。

一　荷送人又は荷受人の故意過失

二　貨物の性質による発火、爆発、ガス、腐敗、変色、変質、さびその他これに類似する事由

三　同盟罷業、同盟怠業、暴動、騒乱、かつ、騒擾、変色、変質、さびその他これに類似する事由

四　不可抗力による火災、風水害等

五　天災、戦争、暴動、騒乱、かつ、騒擾、変色、変質、さびその他これに類似する事由

六　法令又は公権力の発動による運送の差止め、押収、没収、即時又は第三者の引渡し

（損害賠償額）

第三十条　当社は、責任を負う事由により貨物が滅失又は損傷した場合は、その引渡しがされるべき時及び場所における貨物の価額を限度として賠償します。

２　前項の場合において、滅失又は損傷のため支払うこととなった運賃その他の費用は、賠償額から控除します。

３　第一項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公正な第三者の鑑定又は価値による決定によります。

４　当社が責任を負う事由により貨物が遅延した場合の損害賠償の額は、特約のない場合は、運賃、料金等の総額相当額とします。

（運送又は重大な過失）

第三十一条　当社は、前条の規定にかかわらず、当社の運送又は重大な過失によって貨物が滅失、損傷又は遅着したときは、一切の損害を賠償します。

（当社の責任の消滅）

第三十二条　貨物の損傷又は一部滅失については、荷受人が異議をとることなくその貨物を受け取ったときは、責任は消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷があるときは、荷受人が引渡しの日から二週間以内に当社に対してその旨の通知を発したときは、この限りではありません。

２　前項の場合において、貨物の引渡しを拒否したときは、当社はその貨物に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しません。

３　荷送人から第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、当該貨物の利用運送に係る荷受人からその運賃、料金等を収受しようとするときは、荷送人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の返還）

第三十三条　当社は、貨物の滅失又は損傷による損害賠償の請求があったときは、その運賃、料金等の額を荷受人から収受しようとするときは、その運賃、料金等の額を荷受人に返還します。

２　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定したときは、荷受人からその確認額の前渡しを受け、確定額を明記します。

３　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の返還）

第三十四条　当社は、事前の承諾の発生は着地に前着後、荷送人又は荷受人の者によって指定した指図（荷送人又は荷受人の者に対し指図を行う場合において、当該指図を行う者をいう。以下同じ。）に応じて、当社が別に定める料金を返還します。

（運賃計算）

第三十五条　当社は、利用運送の引受けをしたときまで（貨物の運賃、料金等ならびに、着地において荷受人に引渡しをしたときまで）に荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わないときは、当該日の翌日から支払をした日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で遅延損害金を申し受けます。

（運賃計算単位）

第三十六条　当社の全部又は一部が天災その他のやむを得ない事由により滅失、かつ、損傷したときは、運賃、料金等を減額します。

２　前項の場合において、貨物の滅失又は損傷のため支払うこととなった運賃その他の費用は、減額から控除します。

３　第一項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公正な第三者の鑑定又は価値による決定によります。

４　当社が責任を負う事由により貨物が遅延した場合の損害賠償の額は、特約のない場合は、運賃、料金等の総額相当額とします。

（運賃又は重大な過失）

第三十七条　当社は、前条の規定にかかわらず、当社の運賃又は重大な過失によって貨物が滅失、損傷又は遅着したときは、一切の損害を賠償します。

（当社の責任の消滅）

第三十八条　貨物の損傷又は一部滅失については、荷受人が異議をとることなくその貨物を受け取ったときは、責任は消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷があるときは、荷受人が引渡しの日から二週間以内に当社に対してその旨の通知を発したときは、この限りではありません。

２　前項の場合において、貨物の引渡しを拒否したときは、当社はその貨物に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しません。

３　荷送人から第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、当該貨物の利用運送に係る荷受人からその運賃、料金等を収受しようとするときは、荷送人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の返還）

第三十九条　当社は、貨物の滅失又は損傷による損害賠償の請求があったときは、その運賃、料金等の額を荷受人から収受しようとするときは、その運賃、料金等の額を荷受人に返還します。

２　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定したときは、荷受人からその確認額の前渡しを受け、確定額を明記します。

３　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の返還）

第四十条　当社は、事前の承諾の発生は着地に前着後、荷送人又は荷受人の者によって指定した指図（荷送人又は荷受人の者に対し指図を行う場合において、当該指図を行う者をいう。以下同じ。）に応じて、当社が別に定める料金を返還します。

（延滞金）

第四十一条　当社は、利用運送の引受けをしたときまで（貨物の運賃、料金等ならびに、着地において荷受人に引渡しをしたときまで）に荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わないときは、当該日の翌日から支払をした日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で遅延損害金を申し受けます。

（運賃計算単位）

第四十二条　当社は、貨物の全部又は一部が天災その他のやむを得ない事由により滅失、かつ、損傷したときは、運賃、料金等を減額します。

２　前項の場合において、貨物の滅失又は損傷のため支払うこととなった運賃その他の費用は、減額から控除します。

３　第一項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公正な第三者の鑑定又は価値による決定によります。

４　当社が責任を負う事由により貨物が遅延した場合の損害賠償の額は、特約のない場合は、運賃、料金等の総額相当額とします。

（運賃又は重大な過失）

第四十二条　当社は、前条の規定にかかわらず、当社の運賃又は重大な過失によって貨物が滅失、損傷又は遅着したときは、一切の損害を賠償します。

（当社の責任の消滅）

第四十三条　貨物の損傷又は一部滅失については、荷受人が異議をとることなくその貨物を受け取ったときは、責任は消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷があるときは、荷受人が引渡しの日から二週間以内に当社に対してその旨の通知を発したときは、この限りではありません。

２　前項の場合において、貨物の引渡しを拒否したときは、当社はその貨物に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しません。

３　荷送人から第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、当該貨物の利用運送に係る荷受人からその運賃、料金等を収受しようとするときは、荷送人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の返還）

第四十四条　当社は、貨物の滅失又は損傷による損害賠償の請求があったときは、その運賃、料金等の額を荷受人から収受しようとするときは、その運賃、料金等の額を荷受人に返還します。

２　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定したときは、荷受人からその確認額の前渡しを受け、確定額を明記します。

３　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の返還）

第四十五条　当社は、事前の承諾の発生は着地に前着後、荷送人又は荷受人の者によって指定した指図（荷送人又は荷受人の者に対し指図を行う場合において、当該指図を行う者をいう。以下同じ。）に応じて、当社が別に定める料金を返還します。

（延滞金）

第四十六条　当社は、利用運送の引受けをしたときまで（貨物の運賃、料金等ならびに、着地において荷受人に引渡しをしたときまで）に荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わないときは、当該日の翌日から支払をした日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で遅延損害金を申し受けます。

（運賃計算単位）

第四十七条　当社は、貨物の全部又は一部が天災その他のやむを得ない事由により滅失、かつ、損傷したときは、運賃、料金等を減額します。

２　前項の場合において、貨物の滅失又は損傷のため支払うこととなった運賃その他の費用は、減額から控除します。

３　第一項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公正な第三者の鑑定又は価値による決定によります。

４　当社が責任を負う事由により貨物が遅延した場合の損害賠償の額は、特約のない場合は、運賃、料金等の総額相当額とします。

（運賃又は重大な過失）

第四十八条　当社は、前条の規定にかかわらず、当社の運賃又は重大な過失によって貨物が滅失、損傷又は遅着したときは、一切の損害を賠償します。

（当社の責任の消滅）

第四十九条　貨物の損傷又は一部滅失については、荷受人が異議をとることなくその貨物を受け取ったときは、責任は消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷があるときは、荷受人が引渡しの日から二週間以内に当社に対してその旨の通知を発したときは、この限りではありません。

２　前項の場合において、貨物の引渡しを拒否したときは、当社はその貨物に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しません。

３　荷送人から第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、当該貨物の利用運送に係る荷受人からその運賃、料金等を収受しようとするときは、荷送人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の返還）

第五十条　当社は、貨物の滅失又は損傷による損害賠償の請求があったときは、その運賃、料金等の額を荷受人から収受しようとするときは、その運賃、料金等の額を荷受人に返還します。

２　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定したときは、荷受人からその確認額の前渡しを受け、確定額を明記します。

３　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の返還）

第五十一条　当社は、貨物の滅失又は損傷による損害賠償の請求があったときは、その運賃、料金等の額を荷受人から収受しようとするときは、その運賃、料金等の額を荷受人に返還します。

２　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定したときは、荷受人からその確認額の前渡しを受け、確定額を明記します。

３　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の返還）

第五十二条　当社は、前条第一項の規定にかかわらず、当社の運賃又は重大な過失によって貨物が滅失、損傷又は遅着したときは、一切の損害を賠償します。

（当社の責任の消滅）

第五十三条　貨物の損傷又は一部滅失については、荷受人が異議をとることなくその貨物を受け取ったときは、責任は消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷があるときは、荷受人が引渡しの日から二週間以内に当社に対してその旨の通知を発したときは、この限りではありません。

２　前項の場合において、貨物の引渡しを拒否したときは、当社はその貨物に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しません。

３　荷送人から第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、当該貨物の利用運送に係る荷受人からその運賃、料金等を収受しようとするときは、荷送人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の返還）

第五十四条　当社は、貨物の滅失又は損傷による損害賠償の請求があったときは、その運賃、料金等の額を荷受人から収受しようとするときは、その運賃、料金等の額を荷受人に返還します。

２　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定したときは、荷受人からその確認額の前渡しを受け、確定額を明記します。

３　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の返還）

第五十五条　当社は、事前の承諾の発生は着地に前着後、荷送人又は荷受人の者によって指定した指図（荷送人又は荷受人の者に対し指図を行う場合において、当該指図を行う者をいう。以下同じ。）に応じて、当社が別に定める料金を返還します。

（延滞金）

第五十六条　当社は、利用運送の引受けをしたときまで（貨物の運賃、料金等ならびに、着地において荷受人に引渡しをしたときまで）に荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わないときは、当該日の翌日から支払をした日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で遅延損害金を申し受けます。

（運賃計算単位）

第五十七条　当社は、貨物の全部又は一部が天災その他のやむを得ない事由により滅失、かつ、損傷したときは、運賃、料金等を減額します。

２　前項の場合において、貨物の滅失又は損傷のため支払うこととなった運賃その他の費用は、減額から控除します。

３　第一項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公正な第三者の鑑定又は価値による決定によります。

４　当社が責任を負う事由により貨物が遅延した場合の損害賠償の額は、特約のない場合は、運賃、料金等の総額相当額とします。

（運賃又は重大な過失）

第五十八条　当社は、前条の規定にかかわらず、当社の運賃又は重大な過失によって貨物が滅失、損傷又は遅着したときは、一切の損害を賠償します。

（当社の責任の消滅）

第五十九条　貨物の損傷又は一部滅失については、荷受人が異議をとることなくその貨物を受け取ったときは、責任は消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷があるときは、荷受人が引渡しの日から二週間以内に当社に対してその旨の通知を発したときは、この限りではありません。

２　前項の場合において、貨物の引渡しを拒否したときは、当社はその貨物に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しません。

３　荷送人から第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、当該貨物の利用運送に係る荷受人からその運賃、料金等を収受しようとするときは、荷送人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の返還）

第六十条　当社は、貨物の滅失又は損傷による損害賠償の請求があったときは、その運賃、料金等の額を荷受人から収受しようとするときは、その運賃、料金等の額を荷受人に返還します。

２　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定したときは、荷受人からその確認額の前渡しを受け、確定額を明記します。

３　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の返還）

第六十一条　当社は、前条第一項の規定にかかわらず、当社の運賃又は重大な過失によって貨物が滅失、損傷又は遅着したときは、一切の損害を賠償します。

（当社の責任の消滅）

第六十二条　貨物の損傷又は一部滅失については、荷受人が異議をとることなくその貨物を受け取ったときは、責任は消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷があるときは、荷受人が引渡しの日から二週間以内に当社に対してその旨の通知を発したときは、この限りではありません。

２　前項の場合において、貨物の引渡しを拒否したときは、当社はその貨物に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しません。

３　荷送人から第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、当該貨物の利用運送に係る荷受人からその運賃、料金等を収受しようとするときは、荷送人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の返還）

第六十三条　当社は、前条第一項の規定にかかわらず、当社の運賃又は重大な過失によって貨物が滅失、損傷又は遅着したときは、一切の損害を賠償します。

（当社の責任の消滅）

第六十四条　貨物の損傷又は一部滅失については、荷受人が異議をとることなくその貨物を受け取ったときは、責任は消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷があるときは、荷受人が引渡しの日から二週間以内に当社に対してその旨の通知を発したときは、この限りではありません。

２　前項の場合において、貨物の引渡しを拒否したときは、当社はその貨物に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しません。

３　荷送人から第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、当該貨物の利用運送に係る荷受人からその運賃、料金等を収受しようとするときは、荷送人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の返還）

第六十五条　当社は、貨物の滅失又は損傷による損害賠償の請求があったときは、その運賃、料金等の額を荷受人から収受しようとするときは、その運賃、料金等の額を荷受人に返還します。

２　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定したときは、荷受人からその確認額の前渡しを受け、確定額を明記します。

３　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

４　当社は、第一項の規定により運賃、料金等を荷受人から収受しようとするときは、荷受人に対して、当社の責任に係る同項の規定による運賃、料金等の額を確認した旨を通知します。

（運賃、料金等の返還）

第六十六条　当社は、第十一条第三項に定める貨物品について、同条第一項に掲げる事項及び明記がなかった場合において、鉄道上の危険を生じ、その貨物の取扱い、一般運賃その他の必要な処分をすることがあります。明言及び明記があった場合においても、その貨物が他の貨物に損害を与えるおそれが生じたときもあります。

２　前項の規定による処分を要した費用は、荷受人の負担とします。

３　第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

### 第四節　事故及び指図

（貨物の処分）

第六十七条　荷送人は、当社に対して、利用運送の変更、荷受人の変更、貨物の返還その他の処分を請求することができます。

２　前項の処分を請求しようとする者は、当社に対し書面による通知を行わなければなりません。

３　第一項に規定する荷送人の権利は、貨物が到着地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡又はその請求をしたときは、行使することができません。

４　当社は、第一項の規定にかかわらず、運賃上の支障が生じるおそれがあると認める場合には、指図に応じないことがあります。

５　前項の規定による指図に応じないときは、運送をその旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の返還又は収受）

第六十八条　当社は、第一項の処分に応じた場合は、その処分に応じた運賃、料金等の返還又は収受を申し受けます。

（指図）

第六十九条　当社は、荷送人の指図を申し受けます。

２　当社は、荷受人の指図を申し受けます。

３　当社は、荷受人の指図を申し受けるときは、荷受人の氏名又は商号及び住所を確認します。

４　当社は、第一項の指図を申し受けるときは、荷送人の氏名又は商号及び住所を確認します。

５　当社は、第一項の指図を申し受けるときは、荷送人の氏名又は商号及び住所を確認します。

６　当社は、第一項の指図を申し受けるときは、荷送人の氏名又は商号及び住所を確認します。

７　当社は、第一項の指図を申し受けるときは、荷送人の氏名又は商号及び住所を確認します。

８　当社は、第一項の指図を申し受けるときは、荷送人の氏名又は商号及び住所を確認します。

（指図前料）

第七十条　当社は、第六十九条第一項の指図を申し受けるときは、荷送人の指図前料を申し受けます。

２　当社は、第六十九条第二項の指図を申し受けるときは、荷受人の指図前料を申し受けます。

３　当社は、第六十九条第三項の指図を申し受けるときは、荷